



金 沢 市 公 報

第 2 7 1 5 号 の 2

平成24年(2012年)1月23日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
公営企業訓令甲	
金沢市企業局自家用電気工作物保安規程の一部改正について	(企業総務課) 1

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令甲第1号

企 業 局

金沢市企業局自家用電気工作物保安規程（平成13年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年1月23日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

別表第3中

「 内燃力原動機 発電機 発電機盤 」	を	「 内燃力・水 力原動機 発電機 発電機盤 」	に改める。
---------------------------------	---	--	-------

附 則

この訓令は、平成24年2月1日から施行する。

平成24年(2012年)1月23日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)1月23日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	